

平成 21 年 10 月 28 日

各障害福祉サービス事業所管理者 様
各地域活動支援事業所管理者（代表者） 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」という。）、名古屋市移動支援・地域活動支援にかかる事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準」という。）の遵守について

日頃から、本市の障害福祉行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

各障害福祉サービスを行なっていただくにあたっては基準省令を、名古屋市移動支援・地域活動支援事業を行なっていただくにあたっては、基準の遵守に努めていただいております。また、実地指導等を通じてその状況を確認させていただいておりますが、各事業所におかれましては、基準省令、基準の遵守につきまして徹底をお願いいたします。

特に、正当な理由がないにもかかわらず、サービスの提供を拒否することがないようにご留意をお願いいたします。

名古屋市健康福祉局障害者支援課指導係
電話 9 7 2 - 2 5 7 8